官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二七四）　一
○令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における労働者災害補償保険法の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（厚生労働三三三）
○令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づく特別遺族年金の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（同三三四）
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一三四八）
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（同一三四九）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三五〇～一三六五）
○都市計画に関する件（関東地方整備局二〇九）
○由良川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（近畿地方整備局一一二）
○道路に関する件（九州地方整備局八九）
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（長野労働局最低賃金公示一、岡山同二）　二
除籍が滅失した件（法務省告示配一二七）　三
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　六

その他告示

○外務省告示第二百七十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和八年九月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

記

失効年月日　令和八年八月十七日
発行年月日　令和六年十月三十日
旅券番号　ＴＴ七二二四九七三

○厚生労働省告示第三百三十三号

労働者災害補償保険法施行規則第二十一条第一項の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（昭和六十三年労働省告示第百九号）において、年金たる保険給付（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付をいう。以下同じ。）の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に令和八年七月二十八日において住所を有する年金たる保険給付の受給権者であってその生年月日（法第十六条の遺族補償年金、法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金又は法第二十二条の四第二項の遺族年金の受給権者にあっては、当該年金たる保険給付を支給すべき事由に係る労働者の生年月日）の属する月が七月から十二月までの月に該当するものが令和八年において報告書を提出すべき日は、その定めにかかわらず、同年十二月二十八日とする。

令和八年九月二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第三百三十四号

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第十四条第一項の規定に基づき特別遺族年金の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成十八年厚生労働省告示第百五十九号）において、特別遺族年金（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十九条第二項の特別遺族年金をいう。以下同じ。）の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に令和八年七月二十八日において住所を有する特別遺族年金の受給権者であって当該特別遺族年金を支給すべき事由に係る死亡労働者等の生年月日の属する月が七月から十二月までの月に該当するものが令和八年において報告書を提出すべき日は、その定めにかかわらず、同年十二月二十八日とする。

令和八年九月二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○農林水産省告示第千三百四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和